

滝川市栄町3-3地区市街地総合再生計画

< 概要 >

1. 計画の目的

本計画は、栄町3-3地区の良好な民間開発を誘導し、ビジョンにおける1軸3拠点の形成を図るため、民間開発における指針となる土地利用や公共空間のあり方などを整理することを目的とする。

2. 栄町3-3地区の将来像と基本方針

課題	特性	位置付け	市民意向
<ul style="list-style-type: none">▼施設の老朽化（大半の建物が耐用年数の2/3以上を経過）▼現存する大規模建物が新耐震規定不適合▼商業機能の喪失による集客力の低下	<ul style="list-style-type: none">▼滝川市中心市街地活性化基本計画対象エリアの中央部に立地▼広域交流拠点並びに公共公益拠点を結ぶ中央部に立地▼国道451号、鈴蘭通や栄通などの主要道路に隣接し、国道12号に近接するネットワークの結節点	<ul style="list-style-type: none">▼利便性が高く歩いて暮らせる住みよい環境づくり▼人を引き寄せる魅力のある再生▼都市幹線街路沿道として、生活利便施設を誘導▼バリアフリー化と合わせ、高齢者や障がい者に優しく潤いのある環境を整備▼都市の拠点地域として賑わいを創出できる土地利用▼賑わい拠点として、周辺に波及させる賑わいの場の創出	<ul style="list-style-type: none">▼市立病院の改築や図書館の移転などにより人が中心部に流れている▼中心部の商店街には60歳以上の方が比較的多く回遊▼交流や休憩できる施設などの広場空間の要望が高い▼各世代が求める機能については、中心市街地と郊外部における棲み分けや、既存施設の充実など、可能な範囲で対応



栄町3-3地区の将来像

中心市街地における人々の生活・交流の結節点となる
職住近接の賑わい拠点の創造



将来像実現のための基本方針

街なか活性化軸の具体化	<ul style="list-style-type: none">● 駅周辺整備の進む広域交流拠点、市立病院の改築・市役所への図書館の移転等によって人々の利用が増加している公共公益拠点の有するポテンシャルを中心市街地に波及させるための『賑わい拠点』を形成し、中心市街地活性化の基軸となる『街なか活性化軸』を構築
立地特性を活かした賑わいを生む複合市街地の形成	<ul style="list-style-type: none">● 中心市街地に係る主要道路の結節点となる立地性を活かし、人々の集散を活性化させると共に、多様な人々の来街機会を創出する商業・業務機能の誘導● 街なか居住の促進に資する居住機能の誘導と、周辺の街なか居住を支え、住み続ける環境をサポートする医療・福祉サービス等の複合化
回遊・滞留を受け止め新たな交流・賑わいを生む公的空間の創出	<ul style="list-style-type: none">● 市民の憩いの場であると共に、来街者等が集い・交流・活動し、新たな賑わいを創出する広場等のパブリックスペースの形成● 施設間の連絡性を高めると共に、通り抜け等、人々が日常的に地区を利用するフットパス等の地区内動線の形成

3. 栄町3-3地区の整備方針

1

賑わい拠点にふさわしい機能強化

○近隣の老朽化した業務系施設等の建替えを誘導し、中心市街地の老朽建物の改善・機能の集約化を図り、拠点性を高める。

2

賑わい拠点として人々が交流し憩うことが出来る空間の確保

○市内の移動を支えるバス停も配置されていることから、**バス待ちスペース**などが**滞留できるスペース**を確保し、郊外からの来街者に配慮することも重要である。
○中心市街地に不足しがちな**緑の空間**を形成し、人々が憩い、集うことができるよう配慮することも必要である。

3

高齢者が安心安全に暮らせる機能の導入

○当地区は歩いて暮らせる、高齢社会に対応した利便性の高く住み良い街なか居住環境の形成を図る立地性を備えている。
○そこで、**高齢者の居住や社会福祉機能の導入**を積極的に進め、中心市街地の居住人口増加による経済交流活動の活性化を図る。
○高齢者居住とともに、高齢者への安心・安全への対応と市民サービスを踏まえ、**医療や福祉サービスの導入**を図る。

4. 整備にあたっての留意点

- ① 地区内関係権利者の合意形成
- ② 滝川市全体による事業化への取り組み
- ③ 身の丈にあった事業の推進
- ④ 関係事業との連携等、関係機関協議への取り組み
- ⑤ 周辺商店街との協議調整

至 広域交流拠点

